

## ないものはない海士町ロゴマーク等使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、ないものはない海士町ロゴマーク（別図。以下「ロゴマーク」という。）、図版及び写真画像を使用する場合の手續・使用方法等の取扱に関して、必要な事項を定めるものとする。ないものはない価値観の発信、海士町のPR、海士町製品の販路拡大、海士町の産業振興等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、ロゴマーク等とは、海士町の様々な取組を、国内・国外に広くアピールするために海士町が作成したロゴマーク等をいう。ロゴマーク等の利用に関する一切の権利は、海士町に属する。

### (対象者)

第3条 このロゴマーク等の使用対象者は公序良俗に反しない限り、趣旨に賛同し規程に沿った手続きを行うすべての者とする。

### (使用料)

第4条 このロゴマーク等の使用については、当分の間、無償とする。

### (申請)

第5条 ロゴマーク等を使用するにあたっては、事前にないものはない海士町ロゴマーク等使用申請書（様式1）により、海士町長の承認を受けなければならない。

### (承認)

第6条 海士町長は、前条の規定による申請があった場合、審査のうえ、使用を承認するものについては承認書（様式2）により、申請者に通知する。利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長3年間とする。なお、この場合、海士町長はロゴマーク等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

### (不承認)

第7条 海士町長は、第5条の規程による申請があった場合、審査のうえ、次の各号のいずれかに該当する場合にはロゴマーク等の使用について不承認とし、申請者に文書にて通知する。

- (1) 海士町・ないものはないの価値・魅力発信に支障を生じる恐れが認められるとき。

- (2) ロゴマーク等が使用者の自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。
- (3) 海士町の推進活動の趣旨に反すると認められる営利活動または特定の政治活動や宗教活動に関するとき。
- (4) その他、海士町がロゴマーク等の利用が適当でないとする場合

(完成品の提出)

第8条 申請者は、申請内容の利用対象物が完成したときには、その完成品若しくは完成品の写真等を、海士町長に提出するものとする。

(使用取り消し)

第9条 海士町長は、第6条の規程により承認したものについて、第7条の各号いずれかに該当することが明らかになった場合にはロゴマーク等の使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月20日から施行する。